

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づいて、平成30年6月14日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付処分のうち、請求人の呼吸器機能の障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を4級と認定とした部分（以下「本件処分」という。）を不服として、より上位の等級に変更することを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張している。

胎内感染により乳幼児に粟粒結核を患い、そのままの肺で成長し、60才前後より風邪をひけば肺炎になり年3～4回ほどくりかえし肺炎の予防接種も2回受けた。今年3月肺炎で入院して、酸素治療になり、息切れもひどい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|-------------|--------------|
| 平成30年12月20日 | 諮問 |
| 平成31年2月19日 | 審議（第30回第4部会） |
| 平成31年3月20日 | 審議（第31回第4部会） |

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

法別表は、5項において、身体障害の一つとして、「心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で継続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの」を規定している。

- (2) 東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の

種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。ただし、診断書に記載された医師の意見（法15条3項の意見）は、診断に当たった医師の意見であり、最終的には処分庁が当該意見を踏まえつつ、診断書の記載内容全般を基にして、客観的に判定を行うべきものである。

したがって、診断書の記載内容を基にした処分庁の判断に違法・不当な点がないければ、本件処分を取り消し又は変更することはできない。

2 そこで、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

(1) 等級表が定めている呼吸器機能に係る障害等級を抜粋すると、以下のとおりである。

| 級別 | 呼吸器機能障害 |
|-----|--------------------------------------|
| 1 級 | 呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの |
| 2 級 | |
| 3 級 | 呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの |
| 4 級 | 呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの |

そして、等級表解説は、呼吸器機能の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2のとおり規定している。

(2) 以上を前提に、本件処分について検討する。

本件診断書によれば、まず請求人の予測肺活量1秒率（指数）は30.1（別紙1・II・④・ウ）であることから、障害等級4級（指数が30を超え40以下のもの）相当と認められる（別紙2・第6・3）。

次に、請求人の動脈血ガスについては、O₂分圧の室内気での実測値は62.0 Torrであることから、障害等級4級（60 Torrを超え70 Torr以下のもの）相当と認められる（別紙2・第6・3）。

そして、検査成績評価については、原則として指数又は動脈血O₂分圧のいずれか低位の数値をもって認定することとされているところ（別紙2・第6・4・(1)・イ）、請求人の予測肺活量1秒率（指数）又は動脈血O₂分圧のいずれか低位の数値をもって認定したとしても、上記のとおり請求人の障害等級は4級相当であることが認められる。

本件診断書によれば、「活動能力の程度」（別紙1・II・②）は、「平坦な道を約100m、又は数分歩くと息切れのた

めに立ち止まる。」が選択され、この記載のみからすると、請求人は障害等級3級の区分に該当し得るともいえるが、これは障害等級の決定と直接結びつくものではないとされている（別紙2・第6・4・(1)・カ）。そこで、処分庁は、請求人の障害程度が障害等級3級として定める呼吸器機能障害に該当する所見は認められないとして、〇〇医師に対し、本件診断書の意見（別紙1・Ⅲ）に関し照会したところ、〇〇医師から「指数、 O_2 分圧とも4級の下限に近接しているため、『これに準ずるもの』として3級としました。」との回答を得たことから、社会福祉審議会に諮問して答申（障害等級4級相当）を得た上で、請求人の障害程度は、障害等級4級に該当するものとして本件処分を行ったことが認められる。

- (3) 以上のとおり、本件診断書について、認定基準及び等級表解説に照らして総合的に判断すると、請求人の本件障害の程度は、障害等級4級の要件である「指数が30を超え40以下のもの若しくは動脈血 O_2 分圧が60 Torrを超え70 Torr以下のもの」に該当し、「呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」（4級）として「障害等級4級」と判断すべきであり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

- 3 請求人は、上記第3のとおり主張し、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

しかし、障害等級の認定に係る総合判断は、提出された診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであるところ（1・(2)）、請求人の障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、「障害等級4級」と認定することが相当であることは上記2のとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1及び別紙2(略)